

特定非営利活動法人ユートピア若宮行動計画

一般事業主行動計画の内容 仕事と子育ての両立とワークライフ バランスの調和を図り、全ての職員がその能力を十分に発揮することができるよう働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年9月1日～令和8年8月31日までの5年

2 内 容

目標1：令和8年度までに、所定外労働時間を削減するためノー残業デイを設定する

<対策>

- 各事業所ごとに、「ノー残業デイ」を設定し、当日の朝会などで職員に周知をする
- 責任者会議で各事業所の四半期ごとに所定外労働時間を集計、検証し、目標に向けた検討を行う
- 管理職員にノー残業デイの啓発を行う

目標2：全職員に対し、育児・介護休業等に関する規定を周知する。

<対策>

- 育児・介護休業等の制度や特別休暇の関係資料を作成し、職員全員に配布する。